

第24回 中医協医療経済実態調査(医療機関等調査)結果報告に対する見解

中央社会保険医療協議会

二号委員

長島公之

茂松茂人

江澤和彦

池端幸彦

太田圭洋

林正純

森昌平

(医科)

新型コロナに関する診療報酬上の特例や補助金及びかかりまし費用等の影響を排除した令和3、4年度の損益率は、一般病院はそれぞれ5.6%、6.8%、一般診療所はそれぞれ6.0%、6.9%であった。コロナ後の平均をとると、一般病院で6.4%、一般診療所は5.6%であり、コロナ前の平均を下回っている。精神科病院は令和元年度以降、赤字の状態から脱却できていない。

コロナ禍における診療報酬上の特例やコロナ補助金は一過性の収益であり、これまでの感染対策経費の増加、追加的人員の確保などの診療体制の整備に活用しており、また全ての医療機関が特例、補助金の対象となっているわけではない。したがって、令和6年度診療報酬改定の議論はこれらの影響を除いて行うべきである。

令和4年度の損益率(コロナ関係補助金を除く)の分布を見ると、一般病院の7割弱、一般診療所の約3割が赤字であった。物価高騰、賃金上昇が続く中、現状、コロナ特例は大幅に縮小されてきており、今後特例が廃止となり、さらに収益が下がることがあれば、赤字施設の割合がさらに増え、地域の医療提供体制が維持できなくなる。そもそも経営基盤が脆弱な診療所では、倒産が相次ぐ恐れがある。

費用については、病院、診療所ともに上昇し、特に、物価高騰を反映して水道光熱費の伸びが顕著であった。また紹介手数料も大きく上昇し、これは、医療業界における人材確保の厳しさの現れである。

あわせて、メディカルスタッフ(看護職員、看護補助職員、医療技術員)の平均給与は、病院、診療所ともに各職種で増加が見られたが、他産業の賃上げが進む中、医療従事者の賃金を引き上げ、サービスを提供する人材を確保していくための原資を確

実に担保することは、従業員が他産業へ流出し、人材確保が厳しくなっている折も踏まえれば急務と言える。

なお、令和4年度の診療所の院長給与については、平均値、中央値、最頻値それぞれの乖離が大きいですが、分布に偏りがあることを踏まえ、実態を正確に把握するためには、中央値と最頻値を重視するべきである。

以上のとおり、病院・診療所とも、コロナ後の経営状況は非常に厳しい状況にあると言え、さらに、物価高騰・賃金上昇を支える対応が必要な状況である。

〔歯科〕

令和4年度診療報酬改定を踏まえた個人立歯科診療所の直近2事業年の医業収益はマイナス0.9%と落ち込んだ。地域医療を担う歯科医療機関の約8割が個人立歯科診療所であり、その経営は依然として回復傾向になく、厳しい状況が続いている。

歯科医療機関においては、外科的処置や飛沫が多い歯科治療の特性を踏まえ、従来のスタンダード・プリコーションに加え、新興感染症への更なる対策を継続している。感染防止対策にこれまで以上の対応を徹底するなか、令和4年度は新型コロナウイルス感染症関連の補助金等もほとんどなく、昨今の物価高騰の影響による歯科材料費等の価格上昇、併せて歯科衛生士等の人材確保のための対応などその影響は計り知れず、医院経営はひっ迫している。

これまで繰り返し指摘しているとおり、歯科医療機関の経営努力は明らかに限界に達しており、安全・安心を前提とした歯科医療提供体制の根幹を揺るがしかねない状況にある。国民の生命と健康を守る歯科医療と口腔健康管理の充実を図るためには、迅速かつ抜本的な対応が求められる。

〔薬局〕

保険薬局の直近の損益状況については、全体平均（法人）で+5%程度という状態を維持しているが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響から回復しつつある一方、物価高騰や賃金上昇への対応のため、対前年比は減少傾向にあり、厳しい経営状況が続いている。

後発医薬品メーカーを中心として長期間にわたる医薬品供給不足の状態が続く中、後発品の普及促進に係る取り組みの維持や、それに伴う備蓄医薬品の増加に係る対応など、医薬品の管理コストもさらなる負担増となっている。

さらに同一グループの規模別でみると、地域の医薬品提供体制の中核を担っている小規模の保険薬局のうち、特に「1店舗」および「2～5店舗」の施設における損益差額の悪化が目立つ（+2%程度）。小規模薬局の経営基盤は極めて脆弱であり、このままの状況が続けば今後の地域の医薬品供給に支障をきたすことになる。

〔まとめ〕

以上、今回の医療経済実態調査結果から、医療機関等はコロナ前と比較しても厳しい経営を強いられていることが明らかとなった。コロナ禍の医療費減を十分に補填する間もなく、医療機関等は医療従事者の賃上げや物価高騰への対応を求められており、非常に厳しい状況にあると言える。

特に、患者さんへ質の高い医療を継続的に提供するためには、医療従事者に対する賃上げと、その人材確保が急務である。

診療報酬という公定価格で運営する医療機関等にとって、賃上げや人材確保を継続的かつ安定的に行い、物価高騰にも対応するためには、十分な原資が必要であり、そのためには、令和6年度診療報酬改定が担う役割は非常に重要である。